

1. 本事業の趣旨

日本において、救急自動車・消防自動車は、自治体で所有・保管され、一定期間使用後に廃棄される。ただし、処分直前までは予備車として、各消防本部にて整備された状態で保管されているのが通常である。このような、日本国内で使用し続けることが困難になった中古車両でも、使用中の保管・整備が徹底されているため、救急車、消防自動車が不足している開発途上国からは、ぜひ使用したいという要請が多い。

(社)日本外交協会では、関東周辺の自治体消防本部に対して、車両廃棄予定を調査の上、要請条件に合うものを譲渡していただけるよう、協力を依頼している。譲渡を受けた車両は、引き取り、整備・修理、輸送の手配等を日本外交協会の責任において行い、要請のあった途上国に送り届けることになる。その際には、外務省と協議しながら、政府開発援助（ODA）の中の「草の根無償資金」を利用し、その後5年間程度は使用してもらえるような状態で現地へ搬送している。

2-a. 要請団体

フェルナンド・デ・ラ・モラ消防隊

a-1 供出団体

神奈川県厚木市消防本部

川崎市消防局

a-2 譲与物資

神奈川県厚木市消防本部より

ポンプ積載車（日産）	形式	J-MF21 改
	車台番号	MF 2 1 0 1 5 9 5 9
	年式	1 9 8 1

川崎市消防局より

救急車（日産）	形式	E-AEGE 改
	車台番号	AEGE 2 4 0 0 5 0 7 8
	年式	1 9 9 0

2-b 要請団体

精神病院

b-1 供与団体

東京都消防庁 (目黒)

b-2 譲与物資

救急車 (日産)	形式	T-FTGE24 改
	車台番号	FTGE24000540
	年式	1991

2-c 要請団体

パラグアイ消防隊

c-1 供与団体

東京都消防庁 (清瀬)

c-2 譲与物資

救急車 (日産)	形式	T- FTGE24 改
	車台番号	FTGE24000671
	年式	1992

3. 事業経過

平成10年

- 5月20日 フェルナンド・デ・ラ・モラ消防隊より、日本大使館へ車両要請状発行。
- 7月 7日 精神病院より、日本大使館へ車両要請状発行。
- 11月13日 フェルナンド・デ・ラ・モラ消防隊の件につき、日本大使館へ見積書提出。
- 12月29日 パラグアイ消防隊より、日本大使館へ車両要請状発行。

平成11年

- 1月 6日 精神病院の分につき、日本大使館へ見積書提出。
- 1月中旬 各団体と、日本外交協会の間で、車両譲渡に関する合意書確認。
- 1月20日 フェルナンド・デ・ラ・モラ消防隊、日本大使館と「草の根無償資金協力」供与契約署名。
- 2月 5日 精神病院、日本大使館と「草の根無償」供与契約署名。
- 2月 9日 パラグアイ消防隊、実施決定。
- 2月10日 パラグアイ消防隊の件につき、日本大使館へ見積書提出。
- 3月 4日 パラグアイ消防隊、日本大使館と「草の根無償」供与契約署名。
- 3月15日 外交協会より、各団体宛請求書（Reclamo de Pago）を日本大使館へFAX
原本はその後クーリエにて送付。
※各団体からは、支払い指示書（Solicitud de Pago）を日本大使館へ提出。それを受けて、日本大使館より外交協会口座へ振入。
- 3月26日 日本大使館より、外交協会宛、送金。
- 3月29日 振込受領。各団体宛、外交協会より領収書を発行し、日本大使館へFAX
原本はその後クーリエにて送付。

2月中旬より、各対象車両の整備開始。

- 4月 5日 横浜港より出港。
- 5月17日 アルゼンチン、ブエノスアイレス港、荷揚げ。
- 5月25日 パラグアイ、アスンシオン到着。
- 6月25日 3団体とも、通関手続き及び車両引取り完了。
- 8月 4日 日本大使公邸にて、引き渡し式。